

三豊市監査委員告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助
団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9
項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 25 日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和 3 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 50 号
令和3年6月25日

三 豊 市 長 山下 昭史 様
三豊市議会議長 為広 員史 様

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

令和3年度財政援助団体等に対する監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する監査を執行したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり提出する。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、三豊市監査基準（令和2年三豊市監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

- （1）三豊市地区衛生組織連合会振興助成金（所管課 市民環境部環境衛生課）
平成31年度三豊市地区衛生組織連合会振興助成金 13,774,000 円
- （2）公益社団法人三豊市シルバー人材センター補助金（所管課 健康福祉部福祉事務所福祉課）
平成31年度公益社団法人三豊市シルバー人材センター補助金 9,239,000 円

第4 監査の着眼点

財政援助団体等へ支出された公金の出納その他の事務について、適正かつ効率的に執行されているか、条例・規則・要綱等に基づいた適切な事務処理ができていないかを主眼として実施した。

第5 監査の主な実施内容

当該監査対象の所管課に事前提出を求めた関係書類に基づき検査・照合を行うほか、監査当日は所管課職員から説明を聴取し実施した。また、団体の担当者から説明を聴取するとともに、補助金の経理状況を確認するため実地監査を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 監査委員事務局及び現地
- （2）日 程 令和3年4月21日から令和3年5月25日まで

第7 監査の結果

監査の結果、補助金等財政援助に係る所管課及び監査対象団体の出納その他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、一部について監査委員の意見を付するものである。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘を行ったため記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

【意見】

(1) 三豊市地区衛生組織連合会振興助成金

ア 繰越金の適正な運用について

三豊市地区衛生組織連合会振興助成金は、理事会において決定した配分方法により各支部へ分配されている。単年度においては、各支部ともおおむね適正に支出されていたが、次年度への繰越金に大きな差が見られた。

これは、合併時の手持金とのことであるが、今後も積極的に自主事業を行う等の指導をお願いする。

イ カード使用によるポイント付与について

当市では、平成30年5月28日総務部長通知「公費で発生したポイントの取扱いについて」により、公費で支払う際、個人所有のクレジットカード、ポイントカードの使用を禁止している。

今回の資料の中で、カード使用によるポイント付与が散見された。

助成金も公費であるとの認識を持ち、今後のカード使用について、連合会と協議し、各支部で統一した運用となるようお願いする。

(2) 公益社団法人三豊市シルバー人材センター補助金

ア 適正な補助内容の把握について（福祉課）

三豊市シルバー人材センターには、国及び市の補助金があり、それぞれに差引簿を作成し収支を明らかにしている。市への実績報告の際に、決算書と併せてこの市補助金差引簿を提出させることで、所管課ではより確実な事業成果の調査ができると思われる。

所管課においては、今後も補助金の目的達成のため、事業内容の明確な把握に努められたい。

イ 財務規程に沿った運用について（シルバー人材センター）

公益財団法人三豊市シルバー人材センター財務規程第35条に、請負契約又は物品の買入れ並びに役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならないと定められている。しかし、支出の際に検査を完了した証拠が無く、給付の完了確認がされているか不明であった。財務規程に沿った運用をされたい。

ウ 処務規程の表記について（シルバー人材センター）

シルバー人材センターは、規程等に沿った運営がなされている。今回、公益社団法人三豊市シルバー人材センター処務規程に記載されている文言の意味があいまいであることにより、決裁権者に違いが生じる事例があった。適切な事務処理ができるよう、規程の文言の見直しを検討されたい。